

○奈良県警察機動捜査隊の運営に関する訓令の制定について

(昭和57年 3 月20日 例規第 7 号)

[沿革] 平成 4 年 7 月例規第40号、7 年 5 月第31号、11年 9 月第41号、13年 4 月第17号、20年 3 月第25号、23年 2 月第14号、29年 7 月第21号、31年 3 月第18号、令和 4 年 3 月第 2 号、5 年 3 月第 9 号改正

別記のとおり制定し、昭和57年 4 月 1 日から施行することとしたから、適正に運用されたい。

なお、機動捜査隊運用要綱の制定について（昭和46年12月例規第41号）は、廃止する。

第 1 趣旨

この訓令は、機動捜査隊の運営について必要なことを定め、もって、犯罪の広域化、スピード化及び都市集中化に対処し、県民生活の安全と平穏を確保しようとするものである。

第 2 要点

- 1 機動捜査隊の任務を明確にするとともに、その活動区域を定めた。（第 3 条、第 5 条）
- 2 機動捜査隊における勤務制及び勤務基準を定めた。（第 6 条、第 7 条）
- 3 機動捜査隊員（以下「隊員」という。）に対する指揮系統を明確にした。（第 9 条）
- 4 応援派遣について定めた。（第10条）
- 5 事件引継ぎの原則を定めた。（第12条）
- 6 隊員に対する教養訓練について定めた。（第13条）

第 3 運用解釈上の留意点

1 任務（第 3 条）関係

- (1) 「重要事件等」とは、次に掲げる事件をいう。

- ア 殺人、強盗、強姦性交等、放火等の凶悪事件
- イ 銃砲等、刀剣類又は火薬類等を凶器として使用した事件
- ウ 暴力団の対立抗争等集团的暴力事件
- エ 誘拐事件、人質事件又は現場設定を伴う企業恐喝事件
- オ 多額又は重要な窃盗事件
- カ 極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」及び「内ゲバ」事件
- キ 拘束中の被疑者等の逃走事件

ク その他社会的反響の大きい特異な事件又は迅速な対応が必要と認められる事件

(2) 「初動捜査活動」とは、この場合、おおむね次の活動をいう。

ア 犯人の追跡及び逮捕

イ 犯罪現場の保存及び写真撮影

ウ 現場付近の犯人の足取り捜査、その他の聞込み捜査

エ 参考人の確保と事情聴取

オ 現場及びその付近における遺留品、その他の捜査資料の発見確保

カ 負傷者の救護

キ 所轄警察署の現場捜査活動に対する協力

ク その他現場において必要とする初期的現場活動

(3) 「犯罪多発地域における捜査活動」とは、現に犯罪が多発している地域及び今後多発することが予想される地域において、捜査用無線自動車による遊撃捜査又は車両を拠点として、自転車、徒歩などにより密行、張込、検索及び検問等を行うなど、先制的なよう撃捜査に従事すること。

(4) 「刑事部長が特に命じた事件」とは、おおむね次のものをいう。

ア 列車妨害、爆破予告、通り魔等の特殊事件

イ 特異手口又は同一手口による連続発生 of 窃盗事件

ウ その他複数の警察署と連携をとり、機動力を用いて広域的に警戒する必要があると認められる事件

2 編成及び活動区域等（第5条）関係

(1) 機動捜査隊の効率的運用を図るため、重点的な活動区域を定めたが、犯罪の実態に即した捜査活動を行うため、犯人の追跡等捜査上必要な場合は、定められた区域以外の区域を活動区域とすることができる。

(2) 広域機動捜査班の編成及び運用等については、奈良県警察広域機動捜査班運用要綱の制定について（平成元年3月例規第11号）に定めるところによる。

3 勤務制（第6条関係）

機動捜査隊に勤務する職員の勤務制については、警察官にあっては奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号）別表に定める6週12休制の交替制勤務であり、警察官以外の職員にあっては同表に定める4週8休制の毎日勤務である。ただし、機動捜査隊長（以下「隊長」という。）は、同訓令第2条第3項の規定に基づき、隊長、副隊長、分駐隊長その他必要と認める隊員（警察官に限る。）については、同訓令別表に定める4週8休制の毎日勤務を命ずる

ことができる。

4 勤務計画（第8条）関係

- (1) 隊長は、犯罪の多発地域、捜査対象その他犯罪情勢を勘案して、毎月25日までに翌月の勤務計画を作成の上、隊員に指示し、効果的な機動捜査の実施に努めること。
- (2) 隊長補佐又は係長は、勤務終了後活動状況を隊長に報告しなければならない。

5 事件指揮（第9条）関係

重要事件等の初動捜査活動に従事する隊員に対する指揮は、指揮の混乱を避けるため、当該事件を主管する警察本部の部課長又は当該事件の発生地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長等」という。）の指揮を受けることとした。この場合において、管轄警察署長等が現場にいないときは、隊員は、現場にいる管轄警察署の責任者（捜査主任官又は刑事課長若しくは当直長等をいう。）と緊密に連携し、当該警察署の捜査方針に積極的に協力するものとする。

6 応援派遣（第10条）関係

- (1) 機動捜査隊の応援派遣は、隊長と刑事部刑事企画課長が協議して行うことになるが、機動捜査隊の応援派遣を求めようとする場合の手続は、関係所属長が隊長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に対して派遣方の要請を行うことになる。
- (2) 応援派遣の期間は、本部長が特に必要と認める場合を除き、おおむね1週間とする。

7 引継ぎ（第12条）関係

- (1) 機動捜査隊は、原則として事件処理は行わないものとする。

したがって、被疑者、証拠資料、捜査情報等は、本条の定めるところにより確実に引継ぐようにすること。この場合において、特に急を要するもの以外は、隊長に報告のうえ引継ぎ手続きをとるようにすること。
- (2) 引継ぎの対象は、被疑者等の身柄、証拠品のほか、逮捕手続書、報告書類、押収関係書類、採取資料等関係するもの一切とする。
- (3) 引継ぎ先が不明確である場合は、隊長が関係所属長と協議のうえ引継ぎ先を決めるものとする。

8 教養訓練（第13条）関係

隊長は、隊員がその任務を適正に処理できるように、おおむね次に掲げる事項について教養訓練を行うものとする。

- (1) 県内の地理的状況及び犯罪発生状況

- (2) 初動捜査、職務質問、よう撃捜査等の要領
- (3) 被疑者及び参考人の取調べ要領
- (4) 各種捜査書類の作成要領
- (5) 各種装備資器材の取扱要領
- (6) 交通関係法令及び車両の安全運転要領
- (7) 心身鍛練のための各種術科技能

9 報告（第14条）関係

隊長は、機動捜査隊の毎月の活動状況を機動捜査隊活動状況報告書（別記様式）により刑事部長に報告すること。

（別記様式省略）